

法科大学院とその他の専門職大学院や大学全体との認証評価の違いについて

認証評価

機関別認証評価

【大学全般】
(法科大学院を含む)

分野別認証評価

法科以外の専門職大学院

法科大学院

【専門職大学院】

(省令で規定されている評価事項)

- ① 専門職大学院設置基準に適合していること
- ② 評価の対象となる大学における特色ある研究の進展に関する視点からする評価に係る項目が定められていること
- ③ 教員組織に関すること
- ④ 教育課程に関すること
- ⑤ 施設及び設備に関すること
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること

上記の評価事項に加え、以下の内容についても評価事項となっている。

(「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」第4条第1項)

- ① 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること
- ② 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること
- ③ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること
- ④ 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること
- ⑤ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること
- ⑥ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること
- ⑦ 授業の方法に関すること
- ⑧ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること
- ⑨ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること
- ⑩ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること
- ⑪ 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること
- ⑫ 教育上必要な施設及び設備(⑬に掲げるものを除く。)に関すること
- ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること
- ⑭ 法科大学院の課程を修了した者の進路(司法試験の合格状況を含む。)に関すること

赤字：平成22年3月の省令改正において改訂された部分

これらの事項について定める際には文部科学大臣はあらかじめその旨を法務大臣に通知するものとする。
この場合において、法務大臣は必要な意見を述べることができる。

1

法科大学院は、機関別、分野別両方の評価を受けることとなる。またその評価事項は一般の専門職大学院に比して詳細かつ多岐にわたっている。さらにその結果、適格認定が行われ、適合の是非が示されることとなる。

法科大学院に対する認証評価の基準について

- 認証評価機関が評価基準を定めるに当たり、**評価を行わなければならない事項について法律及び省令で規定**
- 各認証評価機関は、省令に定められた詳細な評価事項に基づき、**各機関毎に評価基準を制定**

学校教育法

文部科学省令

「授業の方法」の記載を例示

評価事項の『大枠』の提示

(公財)日弁連法務研究財団の評価基準

開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされ、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

(注)

- 「授業の計画・準備が適切になされ」とは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画及び準備が適切になされていることをいう。
- 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるよう的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

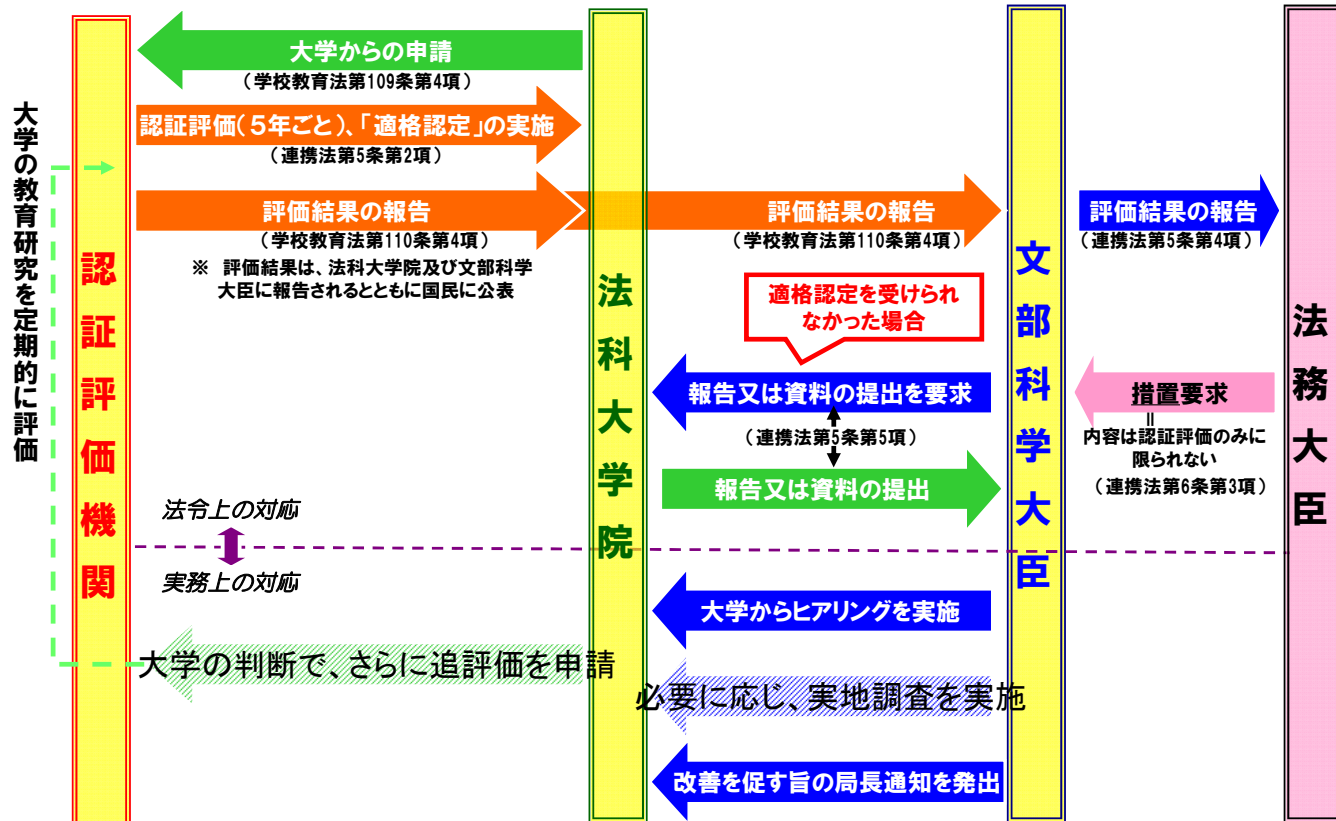
(独)大学評価・学位授与機構の評価基準

- 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(財)大学基準協会の評価基準

- 授業科目に相応して、双方向又はまたは多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか。
- 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育方法について、特色ある取組みを行っているか。

法科大学院の認証評価・適格認定のプロセス



※さらに上記調査の過程において、法令違反が疑われる場合には、直ちに是正を促し、それでも改善が図られない場合には、法令に基づき改善勧告、変更命令、廃止命令を段階的に行うことを想定

法科大学院に対する認証評価の結果

1 巡目の評価結果	(公財) 日弁連法務研究財団					(独) 大学評価・学位授与機構					(公財) 大学基準協会				
	認証評価結果					認証評価結果					認証評価結果				
	大学名	1 巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度	大学名	1 巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度	大学名	1 巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度
	島根大学	○	H20			北海道大学	×	H19	○	H20	東北学院大学	×	H20	-	
	岡山大学	○	H20			東北大学	○	H20			白鷺大学	×	H20	○	H22
	鹿児島大学	×	H20	制度なし		筑波大学	○	H21			駿河台大学	○	H20		
	琉球大学	○	H20			千葉大学	×	H19	○	H20	慶應義塾大学	○	H19		
	北海学園大学	○	H21			東京大学	○	H20			日本大学	×	H20	×	H23
	大宮法科大学院大学	○	H20			一橋大学	×	H19	○	H20	法政大学	○	H19		
	獨協大学	○	H19			横浜国立大学	○	H20			神奈川大学	×	H20	○	H22
	青山学院大学	○	H20			新潟大学	○	H19			関東学院大学	×	H20	○	H22
	國學院大学	○	H19			金沢大学	○	H19			桐蔭横浜大学	○	H20		
	駒澤大学	○	H18			信州大学	○	H21			愛知学院大学	×	H21	○	H23
	成蹊大学	×	H20	制度なし		静岡大学	×	H21	○	H22	中京大学	○	H20		
	創価大学	○	H19			名古屋大学	○	H20			南山大学	○	H20		
	大東文化大学	○	H19			京都大学	○	H20			名城大学	×	H20	○	H22
	中央大学	○	H20			大阪大学	○	H20			龍谷大学	○	H21		
	東海大学	×	H20	制度なし		神戸大学	○	H20			大阪学院大学	×	H20	-	
	東洋大学	○	H20			広島大学	○	H20			関西大学	×	H20	-	
	明治学院大学	○	H19			香川大学	×	H19	○	H21	甲南大学	×	H20	-	
	立教大学	○	H19			九州大学	○	H20			広島修道大学	○	H20		
	早稲田大学	○	H18			熊本大学	○	H19							
	山梨学院大学	×	H20	制度なし		首都大学東京	○	H20							
	愛知大学	×	H19	制度なし		大阪市立大学	○	H20							
	京都産業大学	×	H20			学習院大学	○	H20							
	立命館大学	○	H21			上智大学	○	H19							
	関西学院大学	○	H20			専修大学	○	H19							
	姫路獨協大学	×	H20	制度なし		明治大学	○	H20							
	久留米大学	○	H19			同志社大学	×	H20	○	H21					
	西南学院大学	○	H19			近畿大学	○	H20							
	福岡大学	○	H19			神戸学院大学	×	H20	○	H21					

※ 追評価とは
適格認定を受けられなかった場合、評価実施後一定年度内であれば、満たしていないと判断された基準に限定して評価を受けることができ、追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、適格認定を行う制度。大学評価・学位授与機構はH16年度、大学基準協会はH22年度、日弁連法務研究財団はH23年度より導入。

※ 網掛けは、平成25年4月・平成26年4月の学生募集停止を表明した法科大学院、又は廃止した法科大学院。

2巡目の評価結果

(公財) 日弁連法務研究財団		
大学名	認証評価結果	
	2巡目	受審年度
島根大学	○	H25
岡山大学	○	H25
鹿児島大学	○	H25
琉球大学	○	H25
北海学園大学	○	H26
獨協大学	○	H24
青山学院大学	○	H25
國學院大學	○	H24
駒澤大学	○	H23
成蹊大学	○	H25
創価大学	○	H24
大東文化大学	○	H24
中央大学	○	H25
東海大学	×	H25
東洋大学	○	H25
立教大学	○	H24
早稲田大学	○	H23
山梨学院大学	○	H25
立命館大学	○	H24
関西学院大学	○	H25
久留米大学	×	H24
西南学院大学	○	H24
福岡大学	○	H24

(独) 大学評価・学位授与機構		
大学名	認証評価結果	
	2巡目	受審年度
北海道大学	○	H24
東北大学	○	H25
筑波大学		H26
千葉大学	○	H23
東京大学	○	H25
一橋大学	○	H24
横浜国立大学	○	H25
新潟大学	○	H24
金沢大学	○	H24
信州大学		H26
静岡大学		H26
名古屋大学	○	H25
京都大学	○	H25
大阪大学	○	H25
神戸大学	○	H25
広島大学	○	H25
香川大学	○	H24
九州大学	○	H25
熊本大学	○	H24
首都大学東京	○	H25
大阪市立大学	○	H25
学習院大学	○	H25
上智大学	○	H24
専修大学	○	H24
愛知大学	○	H24
同志社大学	○	H25
近畿大学	○	H25

(公財) 大学基準協会		
大学名	認証評価結果	
	2巡目	受審年度
白鷗大学	×	H25
慶應義塾大学	○	H24
日本大学	○	H25
法政大学	○	H24
明治大学	○	H25
神奈川大学	○	H25
関東学院大学	×	H25
桐蔭横浜大学	×	H25
中京大学	×	H25
南山大学	○	H25
名城大学	×	H25
関西大学	○	H25
甲南大学	×	H25
広島修道大学	○	H25

※ 網掛は、平成26年10月までに、学生募集停止を表明した法科大学院。

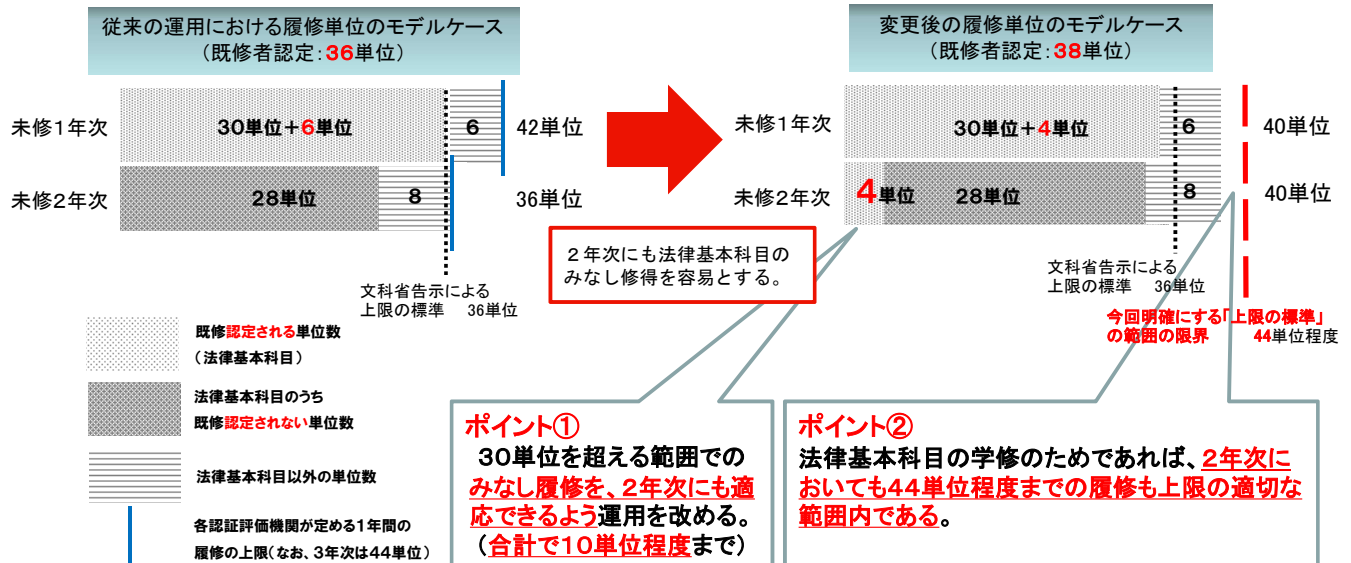
「共同実施制度」と「連合大学院」について

	「共同実施制度」	「連合大学院」
概念図		
組織	複数の「構成大学院」がそれぞれ専攻等を設置。複数の専攻を「共同専攻」という。 ※「構成大学院」は対等で、中心となる「基幹大学」等の概念はない。	中心となる一大学を「基幹大学」に、連合研究科を設置。「基幹大学」以外の大学は、連合研究科の教育研究に協力。
学生	全ての「構成大学院」に在籍。	「基幹大学」の研究科に在籍。
教員	それぞれの「構成大学院」に所属。	「基幹大学」に所属。 ※参加大学の教員は併任。
教育課程	全「構成大学」が共同で一つの教育課程を編成・実施。	「基幹大学」が、「参加大学」の協力を得て、教育課程を編成・実施。
学位	全「構成大学」の連名で授与。	「基幹大学」名で授与。

法律基本科目の配当年次の見直し等のイメージ

法学未修者教育の充実に向けて、**各年次における修得単位数の平準化や、必要に応じて法律基本科目数の増加を容易とするために、**

- ① 法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、「1年次に限り6単位まで」との従来の運用を「1年次と2年次で10単位程度」へと改める。
- ② 1年間の履修単位の上限について、（特に2年次においても）上限の標準である36単位から2割程度増加させた44単位程度も適切な範囲内であることを明確にする。



【留意点】

- 総単位数を増加させる場合は、学生の自学自習時間の確保も含め、学生の過度の負担とならぬよう配慮すること。
- 各認証評価機関は、法学未修者の法律基本科目群の履修単位数の比重が高まったことをもって直ちに否定的に評価するのではなく、法学未修者教育を充実させるための取組として適切であるかどうかを評価すること。

展開・先端科目の一部履修の軽減のイメージ

十分な実務経験等を有すると大学が認める者については、相当する展開・先端科目(※)に代えて法律基本科目の履修を認めることも法学未修者の法律基本科目の学修の充実としては妥当であると考えられる。

(例) 税務署での十分な実務経験があり、租税法等に代えて法律基本科目の履修を認める場合の選択科目の履修例

法律基本科目群	実務基礎科目群	基礎法学・隣接科目群	展開・先端科目群
民法応用演習 民事手続法応用演習 商法応用演習 刑法応用演習 刑事手続法応用演習 憲法応用演習 行政法応用演習 商法総則・商行為法 手形・小切手法 中級民法 発展民事訴訟法 発展刑事訴訟法	法律相談 民事弁護実務 家事弁護実務 刑事弁護実務 労働訴訟実務の基礎 企業法務の実務基礎 メディエーション演習 エクステンションシップ 模擬裁判 臨床法学教育	法学の基礎 紛争と法 司法制度の基礎理論 法史学 法社会学 法医学 生命科学と法 法整備支援活動 法と経済学 法律家のための会計学 立法学 法と心理学 国際関係公法基礎 法と公共政策	企業統治と企業金融 消費者法 金融担保法 民事執行・保全法 倒産法 倒産法演習 経済刑法 資本市場法 保険契約法 金融法特論 独占禁止法 経済法応用演習 経済法実務演習 外国独占禁止法 租税法基礎 租税政策 国際取引法 国際民事訴訟法 国際金融法 国際通商法 特許法 著作権法 国際知的財産法 特許紛争処理法 著作権法特殊講義 資産税法 企業税法 国際租税法 所得税法 環境法 比較環境法 環境法応用演習 捜査法 刑事証拠法 比較刑事手続 法史学特殊問題 法社会学特殊問題 裁判外紛争処理 家族法特殊講義 労働法 労働法演習 労使紛争と法 医事法 医療と法 雇用差別と法 高齢者と法 子供と法 ジェンダーと法 外国人と法 社会保障法 社会保障法演習 不動産法特殊講義 刑事政策 犯罪学 少年法 自治体紛争法 国際人権法 国際経済法 行政紛争特別講義
必修60単位 +選択必修4単位	必修6単位 +選択必修4単位	選択必修4単位	選択必修22単位 4単位減
必修60単位 +選択必修8単位			選択必修18単位

現行の修了要件単位数

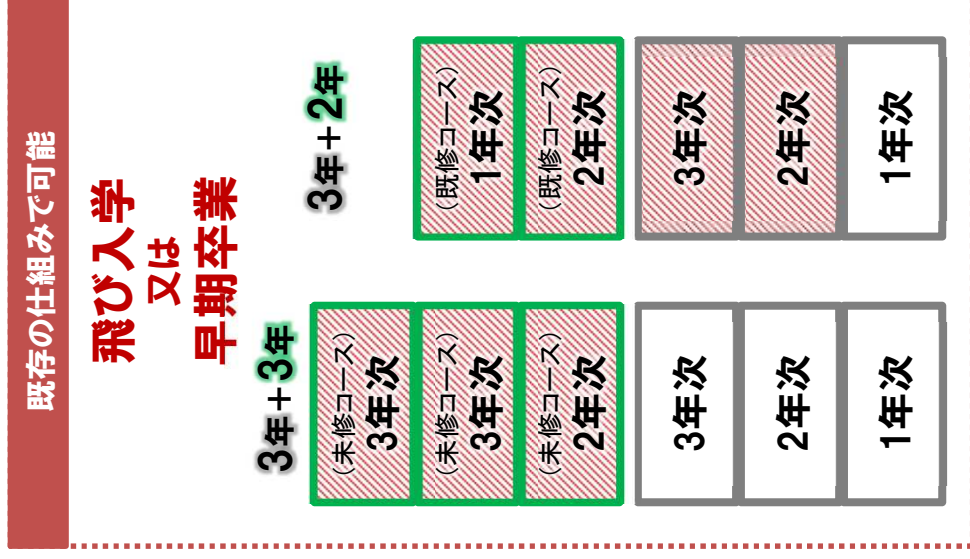
法律基本 科目群	実務基礎 科目群	基礎法学・ 外国法科目群	展開・先端 科目群
必修60単位 +選択必修 4単位	必修6単位 +選択必修 4単位	選択必修 4単位	選択必修 22単位
計100単位以上			

展開・先端科目を軽減した場合の修了要件単位数

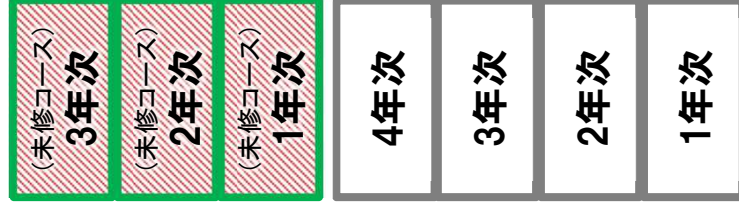
法律基本 科目群	実務基礎 科目群	基礎法学・ 外国法科目群	展開・先端 科目群
必修60単位 +選択必修 8単位	必修6単位 +選択必修 4単位	選択必修 4単位	選択必修 18単位
計100単位以上			

(※)上記例の他に、信託銀行での勤務経験のある者は信託法について、企業の知的財産部での勤務経験のある者は特許法の履修について適応するなど、各法科大学院にて適切に判断することを想定。

飛び入学、早期卒業の活用イメージ



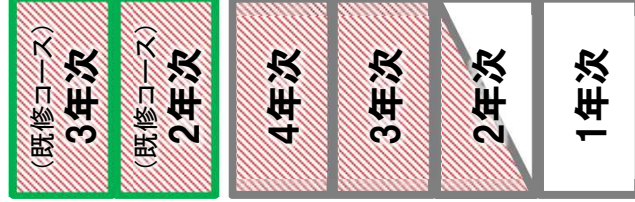
法学未修者
4年+3年



法科大学院

学部

法学既修者
4年+2年



法学教育を
受ける期間

3年

4~4.5年

法学既修者と比較
して課題が多い

司法制度改革審議会
意見書の理想に近い
司法試験合格率を達成

3年 4年

- ・ 法令に基づき、各法科大学院において入学者を選抜
- ・ 制度が十分に活用されていない

法科大学院における「飛び入学」・「早期卒業」の状況について①

1. 入学状況について

○「飛び入学」による入学の仕組みを持つ大学は、53大学（入学者の実績があるのは29大学）

「飛び入学」による入学者数は、計298人（既修者：36人、未修者：262人）（平成16年度～平成25年度までの合計値）

○「早期卒業」による入学者の実績がある大学は24大学

「早期卒業」による入学者数は、計223人（既修者：29人、未修者：194人）（平成16年度～平成25年度までの合計値）

年度	入学者数 (A)	うち、「飛び入学」による入学者												うち、早期卒業による入学者					
		計						計						計					
		(B)	(%) (B/A)	既修者 (C)	(%) (C/A)	未修者 (D)	(%) (D/A)	(E)	(%) (E/A)	既修者 (F)	(%) (F/A)	未修者 (G)	(%) (G/A)	(E)	(%) (E/A)	既修者 (F)	(%) (F/A)	未修者 (G)	(%) (G/A)
平成16年度	5,767	20	0.35%	3	0.05%	17	0.29%	3	0.05%	0	0.00%	3	0.05%	3	0.05%	0	0.00%	3	0.05%
平成17年度	5,544	33	0.60%	4	0.07%	29	0.52%	7	0.13%	0	0.00%	7	0.13%	7	0.13%	0	0.00%	7	0.13%
平成18年度	5,784	46	0.80%	2	0.03%	44	0.76%	9	0.16%	1	0.02%	8	0.14%	9	0.16%	1	0.02%	8	0.14%
平成19年度	5,713	37	0.65%	3	0.05%	34	0.60%	29	0.51%	1	0.02%	28	0.49%	29	0.51%	1	0.02%	28	0.49%
平成20年度	5,397	42	0.78%	5	0.09%	37	0.69%	48	0.89%	4	0.07%	44	0.82%	48	0.89%	4	0.07%	44	0.82%
平成21年度	4,844	38	0.78%	4	0.08%	34	0.70%	39	0.81%	5	0.10%	34	0.70%	39	0.81%	5	0.10%	34	0.70%
平成22年度	4,122	33	0.80%	7	0.17%	26	0.63%	34	0.82%	5	0.12%	29	0.70%	34	0.82%	5	0.12%	29	0.70%
平成23年度	3,620	21	0.58%	2	0.06%	19	0.52%	32	0.88%	7	0.19%	25	0.69%	32	0.88%	7	0.19%	25	0.69%
平成24年度	3,150	10	0.32%	2	0.06%	8	0.25%	10	0.32%	3	0.10%	7	0.22%	10	0.32%	3	0.10%	7	0.22%
平成25年度	2,698	18	0.67%	4	0.15%	14	0.52%	12	0.44%	3	0.11%	9	0.33%	12	0.44%	3	0.11%	9	0.33%
合計	46,639	298	0.64%	36	0.08%	262	0.56%	223	0.48%	29	0.06%	194	0.42%	223	0.48%	29	0.06%	194	0.42%

法科大学院における「飛び入学」・「早期卒業」の状況について②

2. 修了状況等について

※平成24年度修了者までの合計値

○「飛び入学」により入学した者の標準修業年限修了率は、88.4%（既修者：93.3%、未修者：87.8%）

○「早期卒業」により入学した者の標準修業年限修了率は、87.5%（既修者：91.3%、未修者：86.9%）

（参考）平成24年度に修了した者の標準修業年限修了率：68.2%（既修者：85.8%、未修者53.0%）

	「飛び入学」により入学した者の修了状況									「早期卒業」により入学した者の修了状況								
	入学者数			標準修業年限修了者数・標準修業年限修了率						入学者数			標準修業年限修了者数・標準修業年限修了率					
	計 (A)	既修者 (B)	未修者 (C)	計 (D)	(%) (D/A)	既修者 (E)	(%) (E/B)	未修者 (F)	(%) (F/C)	計 (G)	既修者 (H)	未修者 (I)	計 (J)	(%) (J/G)	既修者 (K)	(%) (K/H)	未修者 (L)	(%) (L/I)
平成16年度	20	3	17	19	95.0%	3	100.0%	16	94.1%	3	0	3	3	100.0%	0	—	3	100.0%
平成17年度	33	4	29	30	90.9%	4	100.0%	26	89.7%	7	0	7	6	85.7%	0	—	6	85.7%
平成18年度	46	2	44	40	87.0%	2	100.0%	38	86.4%	9	1	8	8	88.9%	1	100.0%	7	87.5%
平成19年度	37	3	34	32	86.5%	2	66.7%	30	88.2%	29	1	28	26	89.7%	1	100.0%	25	89.3%
平成20年度	42	5	37	39	92.9%	5	100.0%	34	91.9%	48	4	44	45	93.8%	4	100.0%	41	93.2%
平成21年度	38	4	34	32	84.2%	4	100.0%	28	82.4%	39	5	34	34	87.2%	5	100.0%	29	85.3%
平成22年度	33	7	26	28	84.8%	6	85.7%	22	84.6%	34	5	29	27	79.4%	5	100.0%	22	75.9%
平成23年度	2	2	—	2	100.0%	2	100.0%	—	—	7	7	—	5	71.4%	5	71.4%	—	—
合計	251	30	221	222	88.4%	28	93.3%	194	87.8%	176	23	153	154	87.5%	21	91.3%	133	86.9%

法科大学院生への経済的支援について

1. (独) 日本学生支援機構による奨学金

(1) 無利子奨学金

- ① 学力基準：大学及び大学院の成績が特に優れた学生（大学の推薦による）
- ② 家計基準：本人の収入金額合計（配偶者の収入を含む）が389万円以下（目安）
- ③ 平均貸与額：年間100万円【月5・8・8万円から学生が選択】
- ④ 返還期間：最長20年間
 - ・ 成績優秀者には返還免除制度（貸与終了者のうち、100分の30が対象。そのうち上位1/3は全額免除。以外の2/3は半額免除）……平成25年度実績：477人（法科大学院生）
 - ・ 卒業後低収入（給与所得の場合300万円以下）の場合は返還期限を猶予（平成26年度から制限年数を5年から10年へ延長）
- ⑤ 平成25年度貸与人員：2,729人（法科大学院生（7,037人）の約39%）

(2) 有利子奨学金

- (在学中は無利子、返還中は低利子（平成26年3月貸与終了者：年0.82%（固定金利）、年0.20%（変動金利）。上限年3%））
- ① 学力基準：学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある学生（大学の推薦による）
 - ② 家計基準：本人の収入金額合計（配偶者の収入を含む）が536万円以下（目安）
 - ③ 平均貸与額：年間160万円【月額5・8・10・13・15・19・22万円から学生が選択】
(注) 19万円又は22万円を選択できるのは法科大学院生のみ。
 - ④ 返還期間：最長20年間
 - ・ 卒業後低収入（給与所得の場合300万円以下）の場合は返還期限を猶予（平成26年度から制限年数を5年から10年へ延長）
 - ⑤ 平成25年度貸与人員：1,095人（法科大学院生の約16%）
 - ⑥ 入学時特別増額貸与奨学金：入学直後の貸与月額に増額可能
【10・20・30・40・50万円から学生が選択】

※（1）及び（2）については、貸与基準を満たす希望者全員に貸与している。

2. 授業料減免

○ 平成26年度支援規模

- ・ 国立大学は学部・修士・博士で5.4万人分（前年度比約0.2万人増）を予算措置
- ・ 私立大学は学部・院を合わせて3.9万人分（前年度比約0.2万人増）を予算措置

○ 予算額の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国立大学	225億円	254億円	281億円	294億円
私立大学	49億円	58億円	70億円	81億円

○ 対象人数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国立大学	4.2万人	4.8万人	5.2万人	5.4万人
私立大学	3.3万人	3.5万人	3.7万人	3.9万人

3. 各法科大学院における独自の奨学金制度等

- (A) 法科大学院生のみを対象とした独自の経済的支援制度を設けている法科大学院：60校（約82%）
 - － うち給付型制度を設けている法科大学院：46校（約63%）
 - － うち減免型制度を設けている法科大学院：21校（約29%）
 - － うち貸与型（無利息）制度を設けている法科大学院：10校（約14%）
 - － うち貸与型（有利息）制度を設けている法科大学院：3校（約4%）

- (B) 上記以外に、法科大学院生も利用可能な経済的支援制度を設けている法科大学院：54校（約74%）

※上記は平成25年度実績（全73校）。
なお、少なくとも（A）又は（B）の一方に該当する法科大学院は72校（約99%）。

各法科大学院における独自の奨学金制度等の例 (平成25年度)

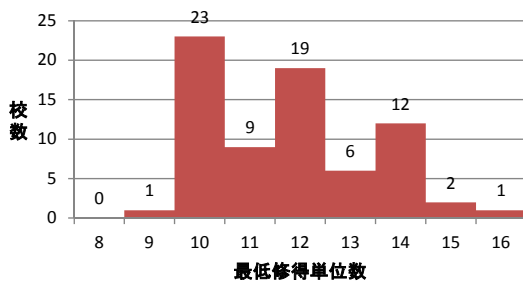
	対象者	選考条件	貸与等月額
国立A大学 入学定員 240名	①25年度4月入学者(10名) ②24年度からの継続者(次員募集含む)(15名)	①25年度に法科大学院(法曹養成専攻)に入学した者で来年度も在学を予定している者 ②24年度に受給していた者。25年度の欠員募集は「3年次既修」を対象として募集	給付 月80,000円
私立B大学 入学定員 230名	①入学試験優秀者(20名) ②原級留置者を除く全ての在学生 ③4名	①入学試験優秀者 ②原級留置者を除く全ての在学生 ③人物・学業成績共に優秀であり、かつ経済的理由により修学が困難な者。	①減免 標準授業料全額 ②給付 400,000円 ③給付 500,000円
私立C大学 入学定員 35名	①法科大学院生(各学年12名) ②法科大学院生(各学年10名) ③法科大学院生(各学年7名) ④法科大学院生(各学年10名) ⑤法科大学院生(希望者) ⑥法科大学院生(希望者)	①各学期の成績優秀者 ②人物、入試成績、経済 ③入学試験の成績優秀者 ④人物、入試成績 ⑤希望者全員(本学法科大学院が定める受給上限の範囲内) ⑥希望者全員(本学法科大学院が定める受給上限の範囲内)	①給付 半期30万円 ②給付 年額30万円 ③減免 年額100万円 ④給付 年間30万円 ⑤貸与(無利息) 月額5万円 ⑥貸与(有利息) 上記、貸与奨学金で足りない場合のみ、月額6、7、8、9、10万円から選択。なお、5万円までは無利子
私立D大学 入学定員 270名	①本研究科入学者選抜試験を受験し、かつ入学の意思がある者(20名上限) ②本研究科入学者選抜試験を受験し、かつ入学の意思がある者(150名上限) ③本研究科に前年度在籍し、第一種および第二種特別給付奨学金の非対象者 ④第一種～第三種特別給付奨学金の非対象者で法務研究科に在学する者 ⑤法曹として将来活躍が期待される本研究科に在籍する学生(20名程度)	①本研究科入学者選抜において特に優秀な成績を修め、かつ入学の意思がある者の中から選考した者 ②本研究科入学者選抜において特に優秀な成績を修め、かつ入学の意思がある者の中から選考した者 ③本研究科における一定期間の学業成績が特に優秀と認められる者の中から選考した者 ④第一種～第三種特別給付奨学金の非対象者に在学する者 ⑤本研究科に在学し当該年度末に修了予定の者で、GPAが2.90以上かつ翌年度の司法試験に受験した者	①給付 入学金を除く学費相当額(年間170万円) ②給付 入学金を除く学費相当額の半額(年間85万円) ③給付 学費相当額の半額(年間85万円) ④給付 私立大学等経常費補助金における各年度の交付基準に基づき、学校法人が別に定める金額(年間34万円 ※H24年度実績) ⑤給付 30万円
私立E大学 入学定員 30名	①2名を上限	①入学試験の成績及び面接により選考し、奨学金を貸与。また、弁護士資格を取得し、法律事務所等で3年程度の実務経験を積んだ上で、弁護士過疎地域に3年間就任した場合は、決定により、貸与金の返還を免除。	①貸与(無利息) 学費相当額を限度として最短期間(修業年限)の貸与金

法律実務基礎科目の現状について①

調査基準日：平成25年4月1日

1. 法律実務基礎科目に関する最低修得単位数について

- 各法科大学院において、法律実務基礎科目として**平均約12単位**の修得を課している。(必修又は選択必修科目の計)



(10～14単位に設定している大学が大半を占めている(計**69校**))

※全73大学中の**約95%**

2. 担当教員について

- 法律実務基礎科目として、H25年度に全73大学において810科目が開講されている。

(必修：333科目、選択必修科目：296科目、選択科目その他：181科目)

- 上記の**必修科目全333科目のうち、311科目(約93.4%)**は法曹三者である実務家教員が担当。

(法曹三者が担当していない22科目の内訳は、「法情報調査」、「法情報処理」、「法情報検索演習」等)

- 上記の**選択必修科目全296科目のうち、270科目(約91.2%)**は法曹三者である実務家教員が担当。

(法曹三者が担当していない26科目の内訳は、「法情報論」、「リサーチペーパー」、「ベンチャー社会と法」、「エクスターンシップ」等)

- 上記の**選択科目等全181科目のうち、156科目(約86.2%)**は法曹三者である実務家教員が担当。

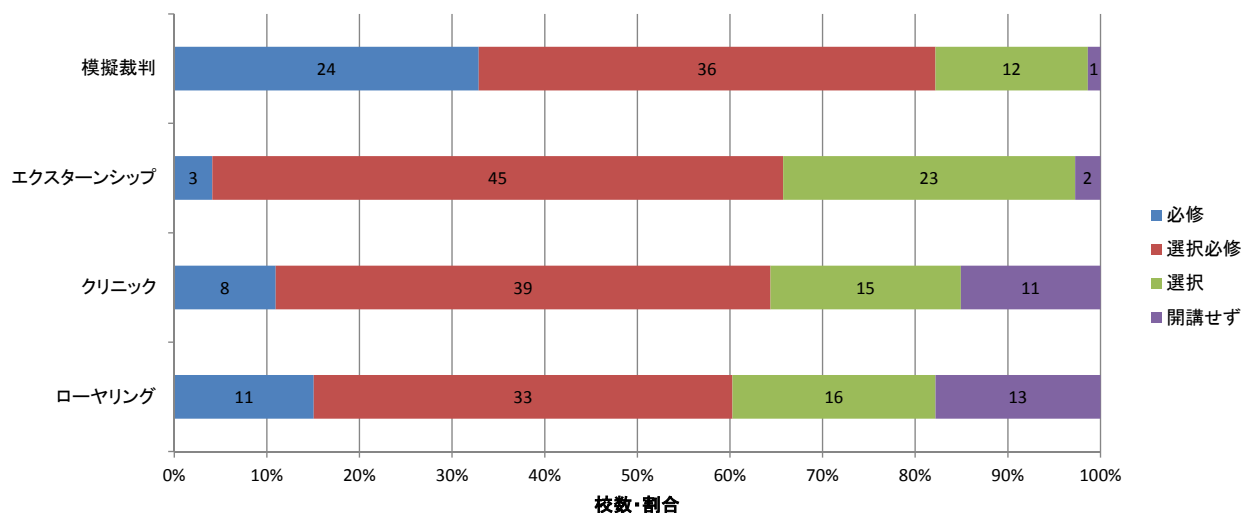
(法曹三者が担当していない25科目の内訳は、「法情報調査」、「法律英語」、「企業法務論」、「エクスターンシップ」等)

法律実務基礎科目の現状について②

調査基準日：平成25年4月1日

3. 体験的な法律実務基礎科目の取扱いについて

- 体験的な法律実務基礎科目については、各大学によって開講形態のばらつきはあるものの、全ての法科大学院において体験的な法律実務基礎科目が開講されている。



	模擬裁判	エクスターンシップ	クリニック	ローヤリング
必修	32.9%	4.1%	11.0%	15.1%
選択必修	49.3%	61.6%	53.4%	45.2%
選択	16.4%	31.5%	20.5%	21.9%
開講せず	1.4%	2.7%	15.1%	17.8%

継続教育の実施状況について①

調査基準日：平成25年4月1日

- 継続教育に取り組んでいる、または、今後取り組んでいく可能性がある大学は、**51大学**
(うち、調査時点において継続教育に取り組んでいるのは21大学)
- 継続教育に取り組んでいる大学の取組の具体的な状況は以下のとおり。(自由記述)

①法曹有資格者に対し、応用的・先端的な授業科目を履修できる場を提供している例

- ・正規の科目としてではなく、BUSINESS LAW SEMINARを開講し、継続教育としても法曹資格を修得した者に広く門戸を開いている。今後も、継続教育については、充実を図っていきたいと考えている。
- ・日本弁護士連合会に対し10科目程度の科目を開講し、弁護士会員の受講希望者を募集している。
- ・実務家を対象とした聴講制度を設け、展開・先端科目や基礎法・隣接科目のほか、本法科大学院の特色である外国法科目を受講可能としている。
- ・法曹のリカレント教育を目指し、現在法曹界で活躍するものに対し科目等履修生の制度を設け、履修の場を提供している。

②新人弁護士に対する研修の展開や、法律相談・ADRの補助業務の場を提供している例

- ・法科大学院弁護士研修センター(OATC)を設置、隣接する形で法律事務所を招致し、法科大学院出身の新人弁護士を所属させて司法修習終了直後の継続教育にあたっている。特に、組織内弁護士を育成することを目指している。
- ・法務研究科の下部組織「法曹実務研究所」が週2回法律相談を行っている。この法律相談の担当者を法務研究科OBの弁護士から募り、経験5年以上の弁護士1名を指導に付けて、相談に当たらせている。
- ・法曹実務研究所と観光研究所が連携して運営する大学直属の組織「観光ADRセンター」で行う調停業務の補助業務を行う「事件管理者」を法務研究科OB弁護士から募り、十数名が担当している。

継続教育の実施状況について②

調査基準日：平成25年4月1日

- 継続教育に取り組んでいる大学の取組の具体的な状況は以下のとおり。(自由記述)

③法科大学院とは別途設置された「法務研究所」、「司法研究所」等の機関において、実務家同士の情報交換や研鑽を目的とした場を提供している例

- ・法科大学院の附属機関である、専門法曹養成研究教育センター(現在は、医事法センター、環境法センター、ジェンダー法センター、知的財産法センターの4センター)が企画・実施する研究会が挙げられる。法曹資格を取得した修了生に対し、この研究会への参加を呼びかけ、また、研究会の講師陣には本法科大学院修了生(現在は弁護士)を招聘し、専門法曹の継続教育の体制が徐々に構築されつつある。この体制を法科大学院全体としての取組としてさらに発展させていくことを目標としている。
- ・法務研究所を併設し、法科大学院の教員も参加した場で、修了生が研究発表を行うことのできる機会を定例的に設けている。これは、弁護士同士の幅広い情報交換を可能にすると共に、実務家として研鑽できるリカレント・スクールの役割を狙ったものである。

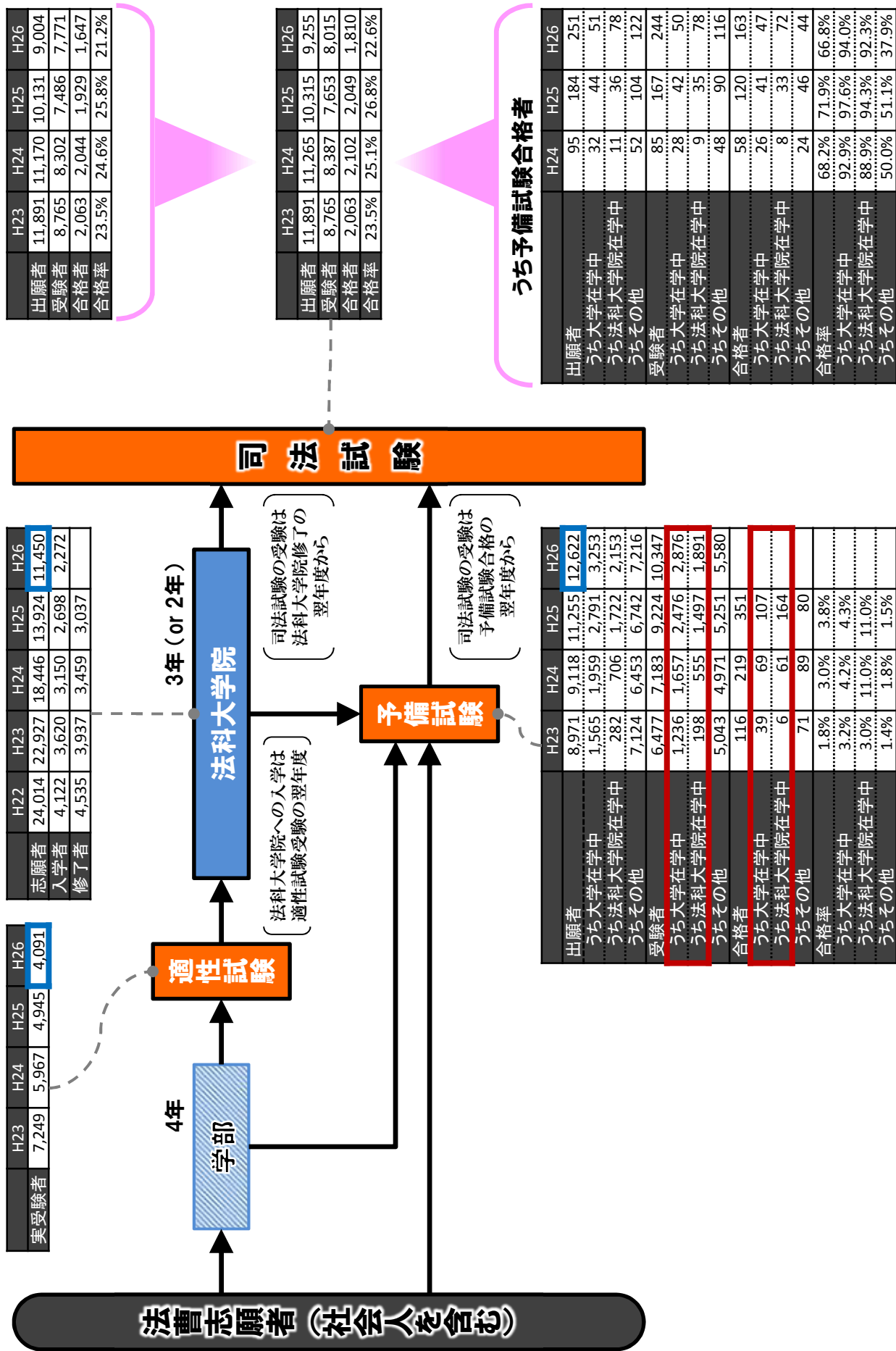
④法科大学院教員を講師とする研究会を開催している例

- ・同窓会と協力して、法科大学院教員を講師とする研究会を実施している。

- 他方、継続教育に取り組むことを予定していない大学の挙げた理由は以下のとおり。(自由記述)

- ・継続教育は、研究大学院(博士後期課程)など、別組織が担っている。
- ・地元弁護士会において既に研修制度が確立されており、需要が見込めない。
- ・現時点では、在学生を対象とする教育の充実に専念している。
- ・継続教育に取り組む教員数の余裕がない。

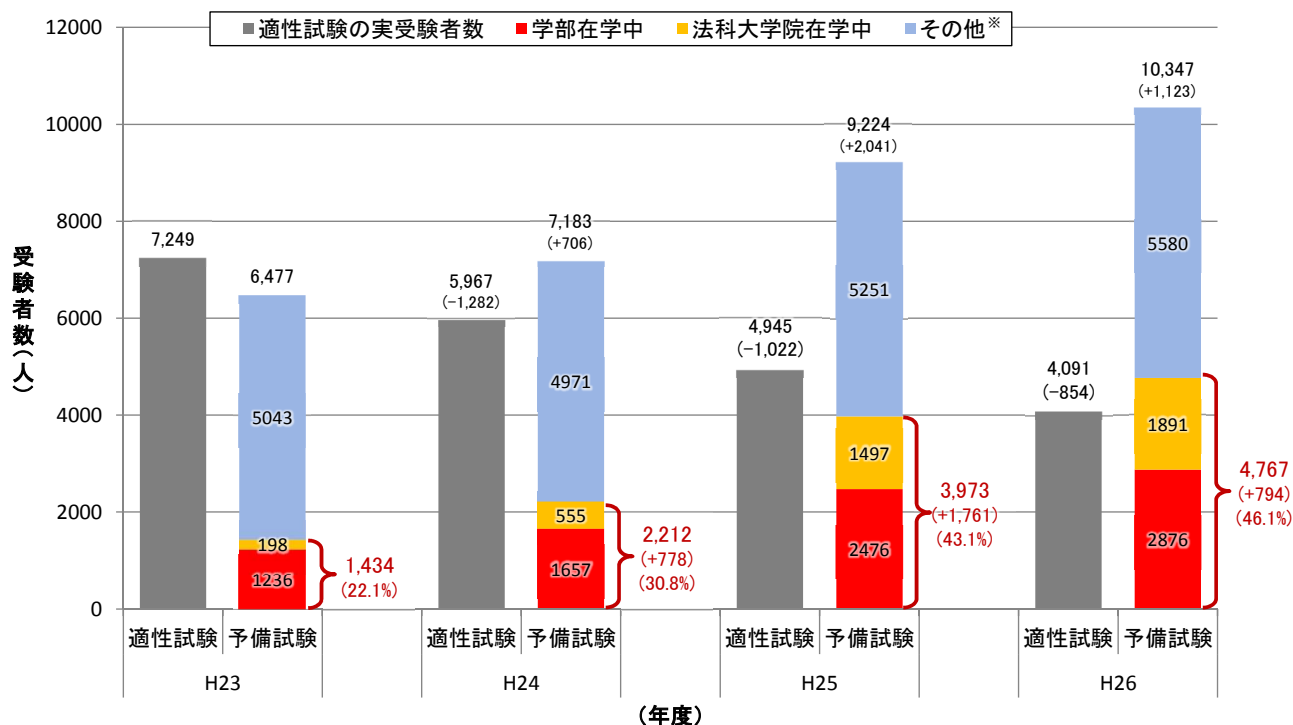
司法試験受験資格の取得方法に関する俯瞰図



（上記データは平成26年9月現在のもの）

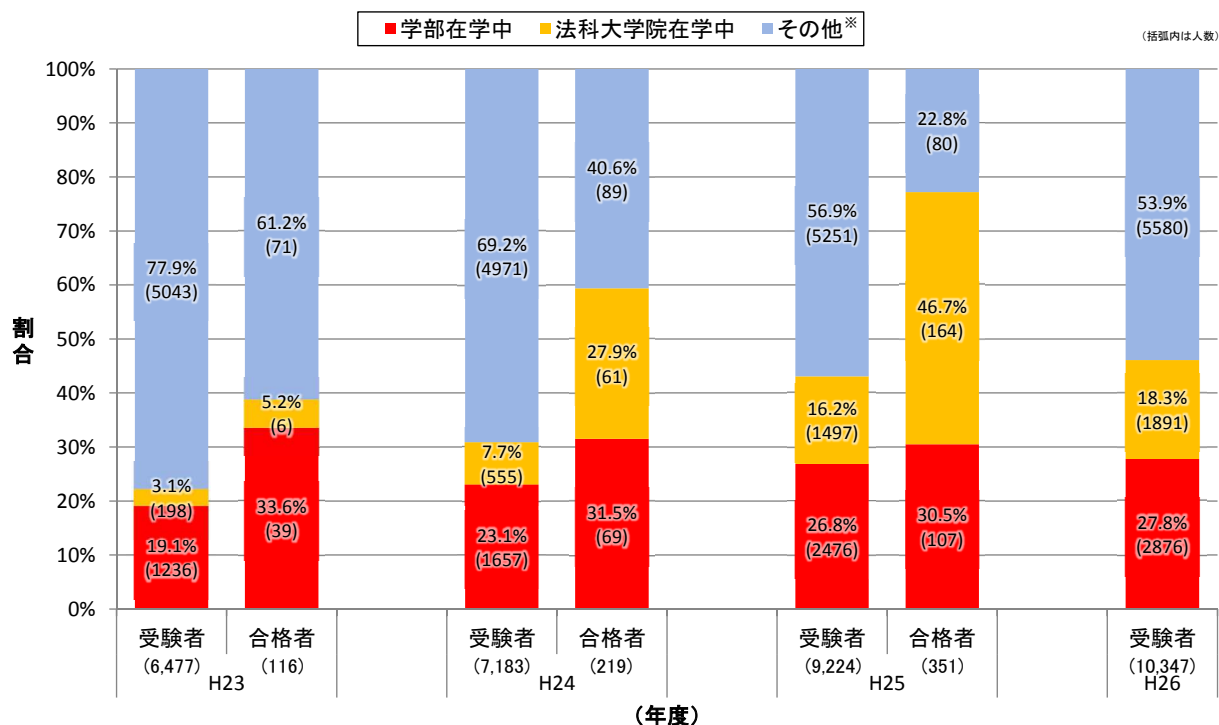
適性試験受験者数と予備試験受験者数の推移

- ・ 適性試験の実受験者数は減少傾向にある一方、予備試験の受験者数は増加傾向にある。
- ・ 予備試験の受験者の増は、大学在学中及び法科大学院在学中の受験者の増によるものである。



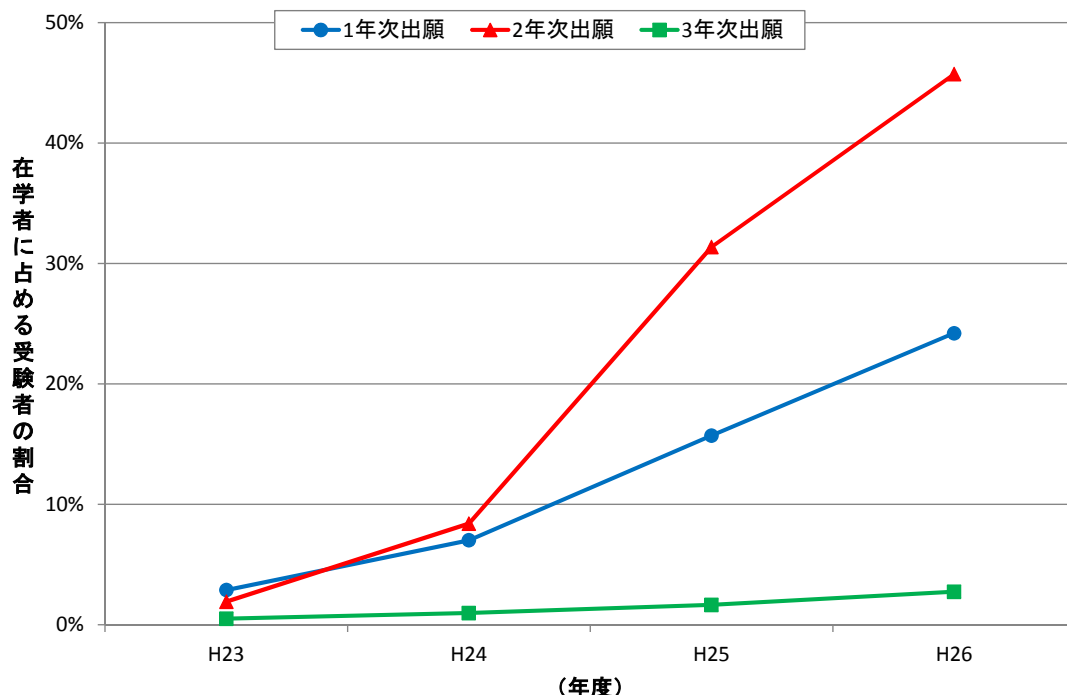
予備試験受験者数・合格者数の推移

- ・ 受験者については、学部在学中及び法科大学院在学中の者の割合が増加傾向にある。
- ・ 合格者については、学部在学中の者の割合はほぼ一定であるが、法科大学院在学中の者の割合が増加傾向にある。



法科大学院在学者に占める予備試験受験者の割合

- 出願時、法科大学院に在学中で予備試験を受験した者の割合は、急激な増加傾向にある。
- 特に、平成26年予備試験については、**2年次の学生の約5割が出願して3年次に受験。**



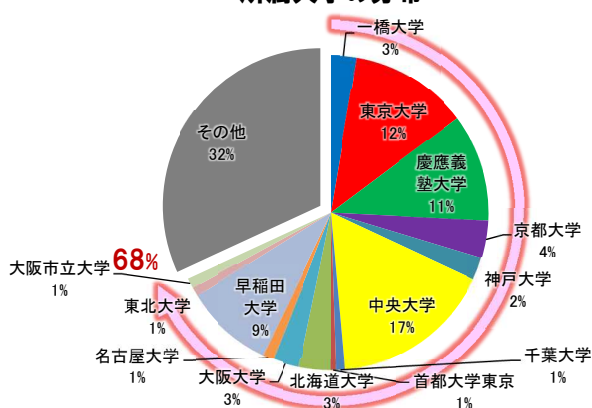
※司法試験委員会の公表データに基づき作成
※在学者数は学校基本調査(各年度の5月1日現在)による

平成26年予備試験受験者の実態

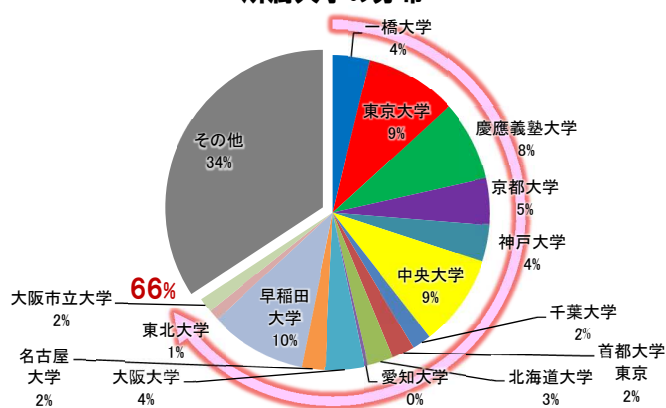
- 出願時、学部在学中で予備試験を受験した者については、司法試験合格率が**上位(累積合格率が全国平均以上)**の**14校***だけで**約7割**を占める。
- 出願時、法科大学院在学中で予備試験を受験した者については、司法試験合格率が**上位の15校**だけで**約7割**を占める。

* 累積合格率が全国平均以上の法科大学院は15校あるが、うち1校は短答合格者がおらず受験者数が公表されていないため除く

出願時、学部在学中で予備試験を受験した者の
所属大学の分布



出願時、法科大学院在学中で予備試験を受験した者の
所属大学の分布



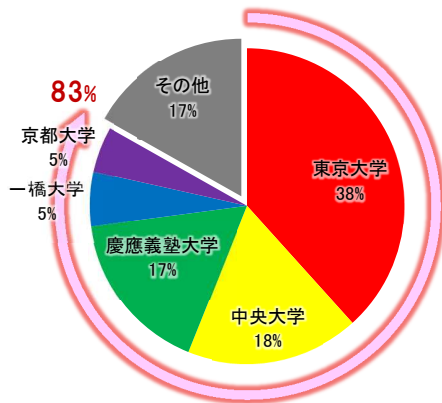
大学名	一橋	東京	慶應義塾	京都	神戸	中央	千葉	首都	北海道	愛知	大阪	名古屋	早稲田	東北	大阪市立	その他	合計
学部在学中に出願した受験者数(人)	77	348	317	112	65	478	26	15	94	不明	78	31	260	27	31	917	2876
法科大学院在学中に出願した受験者数(人)	72	178	156	91	71	178	37	44	49	7	78	45	187	21	29	648	1891

※司法試験委員会の公表データに基づき作成

平成25年予備試験合格者の実態

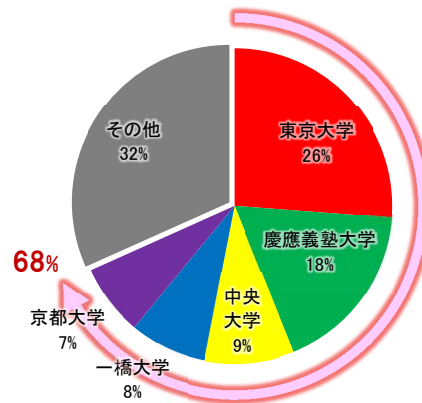
- ・ 出願時、学部在学中で予備試験に合格した者については、合格者数が上位の5校だけで約8割を占める。
- ・ 出願時、法科大学院在学中で予備試験に合格した者については、合格者数が上位の5校だけで約7割を占める。

出願時、学部在学中で予備試験に合格した者の
所属大学の分布



大学名	合格者数(人)
東京大学	41
中央大学	19
慶應義塾大学	18
一橋大学	6
京都大学	5
その他(12校)	18
合計	107

出願時、法科大学院在学中で予備試験に合格した者の
所属大学の分布

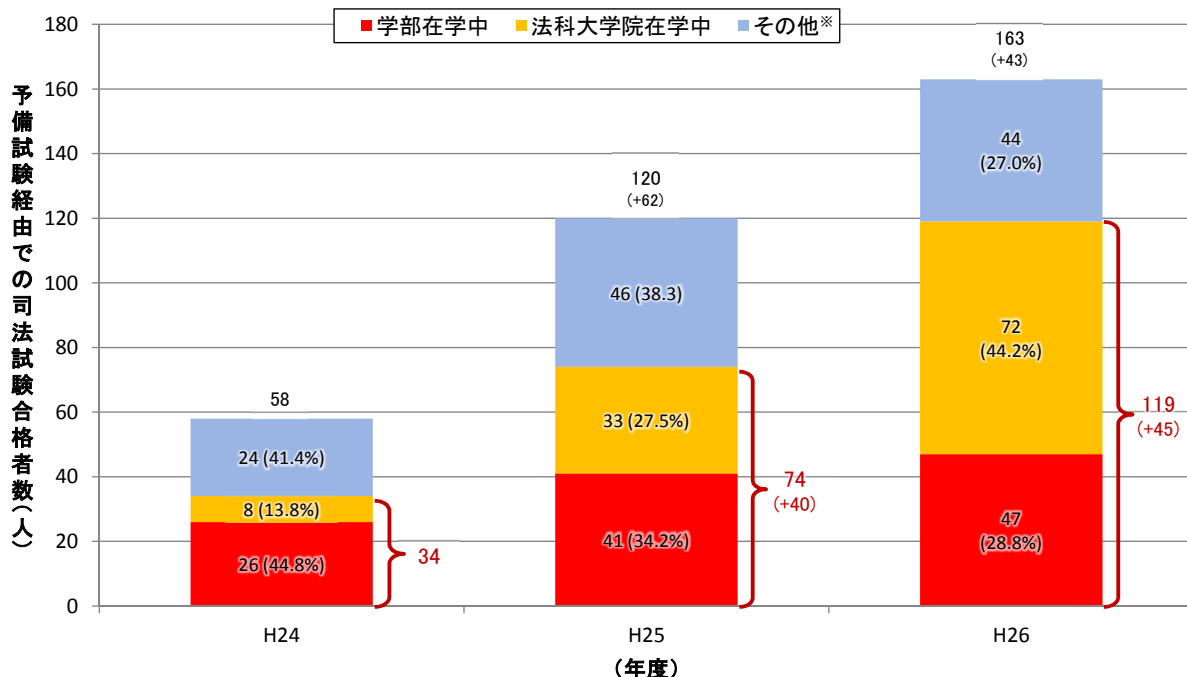


大学名	合格者数(人)
東京大学	43
慶應義塾大学	29
中央大学	15
一橋大学	13
京都大学	12
その他(25校)	52
合計	164

※司法試験委員会の公表データに基づき作成

予備試験経由での司法試験合格者数の推移

- ・ 予備試験経由での司法試験合格者については、法科大学院在学中の者の割合が増加傾向にある。
- ・ 予備試験経由での司法試験合格者の増は、特に法科大学院在学中の合格者の増によるものである。



※その他: 大学卒業・中退、法科大学院修了・中退、法科大学院以外の大学院修了・在学中

予備試験に関するアンケート調査回答結果

- 文部科学省において、全ての法科大学院を対象に、予備試験を利用して法曹を目指す学生の動向等に関する状況について、自由記述により調査を実施
- さらに、自由記述により得られた回答の内容について、改めて各法科大学院における該当の有無の調査を実施

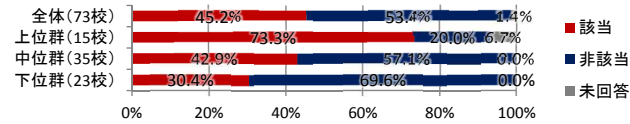
調査結果全体について

- ・ 予備試験に対する懸念を表明した大学：54校／73校（70%）
- ・ 上記のうち上位群：12校／15校（80%）
- ・ 上位群の在学生の予備試験受験率※：22% >> 下位群の在学生の予備試験受験率※：10%

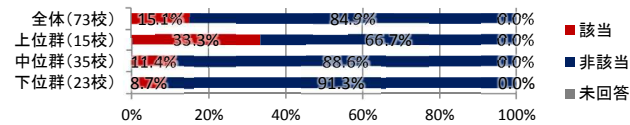
※司法試験委員会等の公表データに基づき算出

各法科大学院からの主な回答について

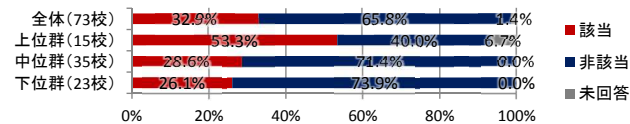
予備試験実施日程前後に法科大学院学生が欠席する、予習が疎かになり、数が大きくなれば悪影響が強く懸念される。



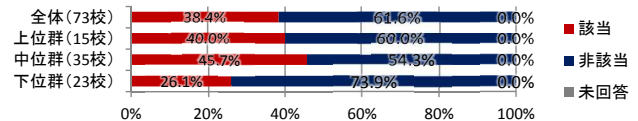
予備試験合格を機に休学して、事実上大学施設の利用を続けた上で司法試験を受験し、合格した晩に退学したい、との希望を申し出たケースがある。



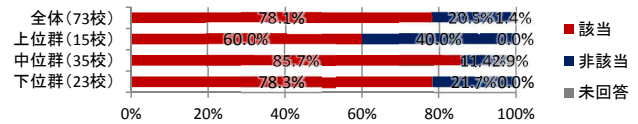
予備試験が併存している関係で、法科大学院在生の中で、特に成績のよい学生を中心に、予備試験の受験準備を行う傾向が広く認められる。こうした学生の準備活動は、法科大学院の教育課程が予定している学修以外の作業に時間を消費させる結果となっており、法科大学院教育の深化を妨げている。



法科大学院では必ず履修すべきものとされている「基礎法学・隣接科目」「展開・先端科目」が予備試験の科目として置かれていないため、予備試験ルートの方が勉強すべき範囲が狭い。このことが法科大学院においても「基礎法学・隣接科目」「展開・先端科目」を軽視する傾向が広まる要因となっている。



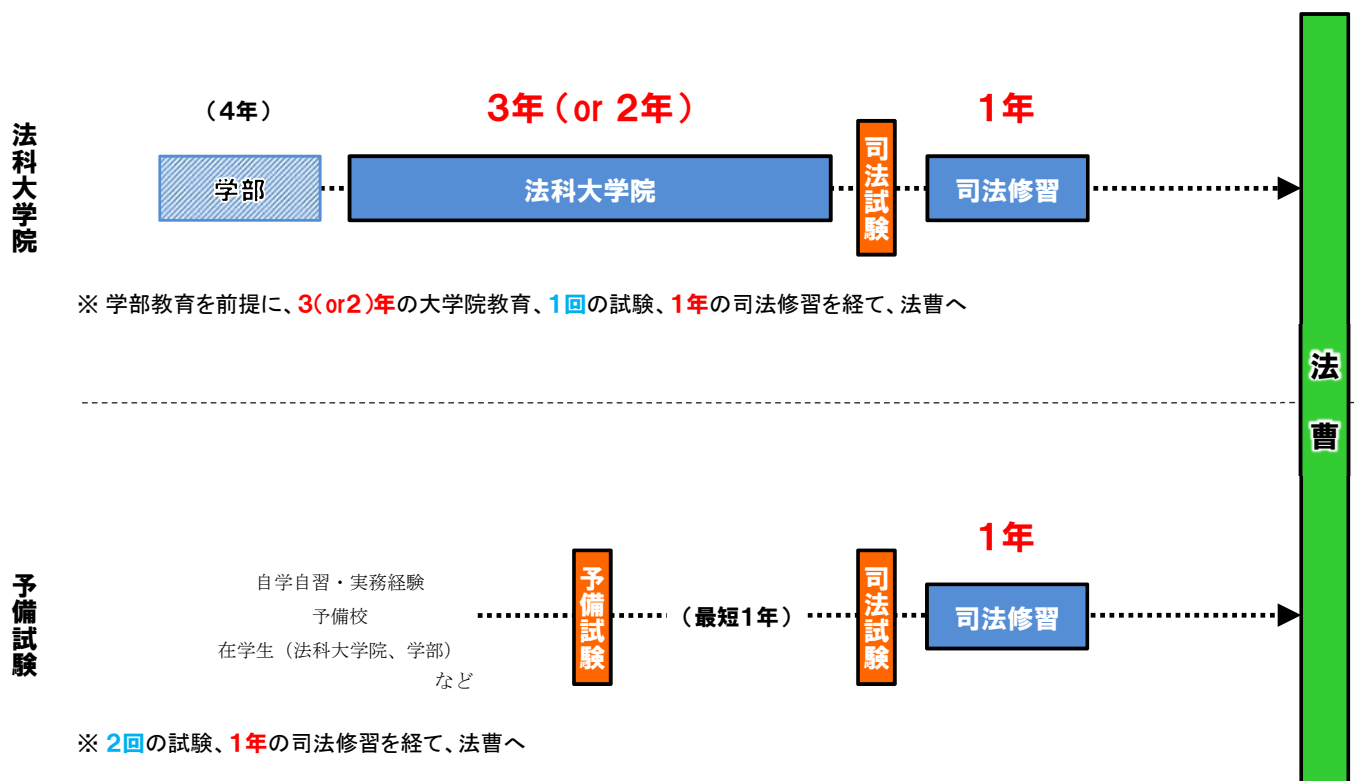
最大の影響は、司法試験を目指す学生が法科大学院より予備試験の方がよいと判断して、法科大学院への進学を目指さなくなっていることである。現在では、多くの学生の意識は、まず予備試験を第一に考え、法科大学院への進学は、予備試験に合格しなかったときか、あるいは自分で勉強することに自信が持てない法科大学院で教えてもらいたいと考える学生に限られる傾向が出ている。そのため、減少傾向にある法科大学院の志願者数が、輪をかけて減少することになり、法科大学院において志願者を確保することが非常に難しくなっている。



上位群：司法試験の累積合格率が全国平均以上の大学群
中位群：司法試験の累積合格率が全国平均未満～全国平均の半分以上の大学群
下位群：司法試験の累積合格率が全国平均の半分未満の大学群

現行の法曹養成課程の仕組みの比較

- 法曹養成のための中核的な教育機関である法科大学院からは、学部教育を前提に、原則3年の大学院教育、1回の試験、1年の司法修習を経て法曹になるのに対し、予備試験からは、前提となる教育を限定せず、2回の試験、1年の司法修習を経て法曹になる仕組みとなっている。



予備試験の法令上の位置付けとそれを踏まえた試験の概要

■司法試験法(昭和24年5月31日法律第140号)

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者(注:法科大学院修了生)と同等の学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 行政法
- 三 民法
- 四 商法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑法
- 七 刑事訴訟法
- 八 一般教養科目

3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

- 一 前項各号に掲げる科目
- 二 法律実務基礎科目(法律に関する実務の基礎的素養(実務の経験により修得されるものを含む。))についての科目をいう。次項において同じ。)

4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。

5 前三項に規定する試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

【参考】司法試験の目的(司法試験法第一条)

「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする」旨規定

短答式試験

科目	試験時間	問題数	配点
法律基本科目	憲法、行政法:1時間 民法、商法、民事訴訟法: 1時間30分 刑法、刑法訴訟法:1時間	各科目 10~15問程度	各科目 30点
一般教養科目	1時間30分	人文、社会、自然、 英語の分野からの 43問のうち20問を 選択して解答	60点

論文式試験

科目	試験時間	問題数	配点
法律基本科目	憲法、行政法:2時間20分 民法、商法、民事訴訟法: 3時間20分 刑法、刑法訴訟法: 2時間20分	各科目 1問	各科目 50点
一般教養科目	1時間	1問	
実務基礎科目	民事及び刑事:3時間	各科目 1問	各科目 50点

口述試験

民事及び刑事の
2分野で実施

※法務省の公表資料に基づき作成

法科大学院の授業科目と予備試験・司法試験の試験科目

- 法科大学院では、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授業科目の履修がいずれかに過度に偏ることにならないよう配慮するものとされている。
- 予備試験では、短答式試験において憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目についての、論文式試験において憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目、法律実務基礎科目についての、口述試験において法律実務基礎科目についての試験が行われる。
- 司法試験では、短答式試験において公法系科目、民事系科目、刑事系科目についての、論文式試験において公法系科目、民事系科目、刑事系科目、選択科目についての試験が行われる。

法科大学院		標準修了要件単位数 93単位			
		法律基本科目 54単位(公法系10単位、民事系32単位、刑事系12単位)	法律実務基礎科目 9単位程度	基礎法学・隣接科目 4単位程度	展開・先端科目 1/4~1/3程度 (学部教育)
予備試験	短答式	憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法			一般教養科目
	論文式	憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法	法律実務基礎科目		一般教養科目
	口述式		法律実務基礎科目		
司法試験	短答式	公法系科目、民事系科目、刑事系科目			
	論文式	公法系科目、民事系科目、刑事系科目		選択科目 (倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法〔公法系〕、国際関係法〔私法系〕から科目選択)	

※法科大学院の各授業科目の単位数は、「法科大学院の教育内容・方法等に関する中間まとめ」(平成14年1月22日 法科大学院の教育内容・方法等に関する研究会)において掲げられた目安。

公的機関に関する国家資格等に係る受験資格制限等の状況

立法（国会議員、政策担当秘書）

国会議員選挙 被選挙権	【衆議院議員】 日本国民で満25歳以上であること。 【参議院議員】 日本国民で満30歳以上であること。
政策担当秘書資格試験 受験資格	最終合格者発表現在において65歳未満の者で、かつ、次のいずれかに該当する者 a. 大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び試験年度の3月までに大学卒業見込みの者 b. 国会議員政策担当秘書資格試験委員会がa.に掲げる者と同等以上の学力があると認める者

司法（法曹）

司法試験 受験資格	①受験時において法科大学院の課程を修了し、かつ、5年間の期間において受験回数制限(3回)の範囲内である者 又は②司法試験予備試験に合格した者
司法試験予備試験 受験資格	制限なし

行政（公務員）

国家公務員試験 受験資格	【総合職試験(院卒者試験)】 30歳未満の者で次に掲げるもの (1) 大学院修士課程又は専門職大学院専門職学位課程を修了した者及び試験年度の3月までに大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者 (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 【総合職試験(大卒程度試験)】 (1) 21歳以上30歳未満の者 (2) 21歳未満の者で次に掲げるもの ア 大学を卒業した者及び試験年度の3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
-----------------	--

【参考】医師

医師国家試験 受験資格	(1) 学校教育法に基づく大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者(試験年度の3月までに卒業する見込みの者を含む。) (2) 医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後1年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの(試験年度の3月までに実地修練を終える見込みの者を含む。) (3) 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの
医師国家試験予備試験 受験資格	外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの

予備試験のある国家資格に係る受験資格制限の状況

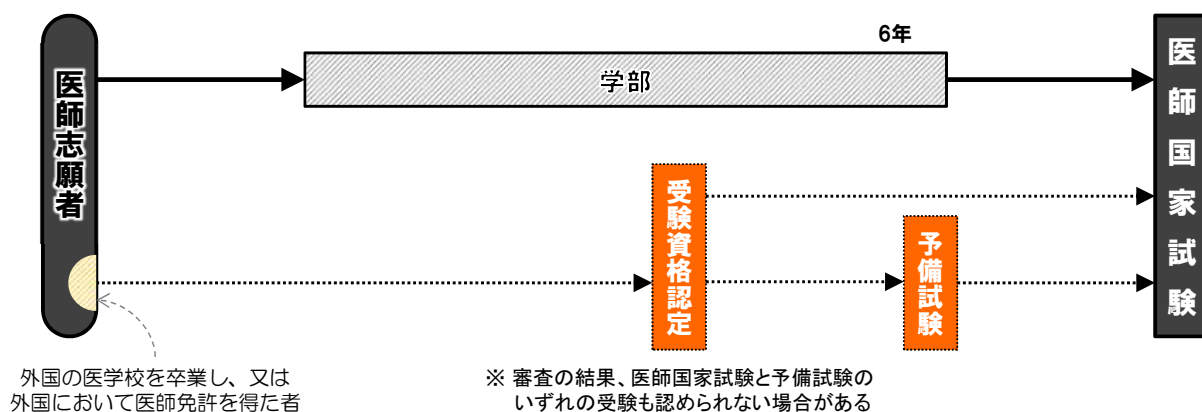
司法試験予備試験 受験資格	制限なし	司法試験を受けようとする者が法科大学院を修了した者と同等の学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定する。
医師国家試験予備試験 受験資格	外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの	(特定の条件を備えた者が医師国家試験の受験資格を得るための試験)
歯科医師国家試験予備試験 受験資格	外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの	(特定の条件を備えた者が歯科医師国家試験の受験資格を得るための試験)
獣医師国家試験予備試験 受験資格	外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者であって、獣医師審議会が適当と認定したもの	(特定の条件を備えた者が獣医師国家試験の受験資格を得るための試験)

【参考】

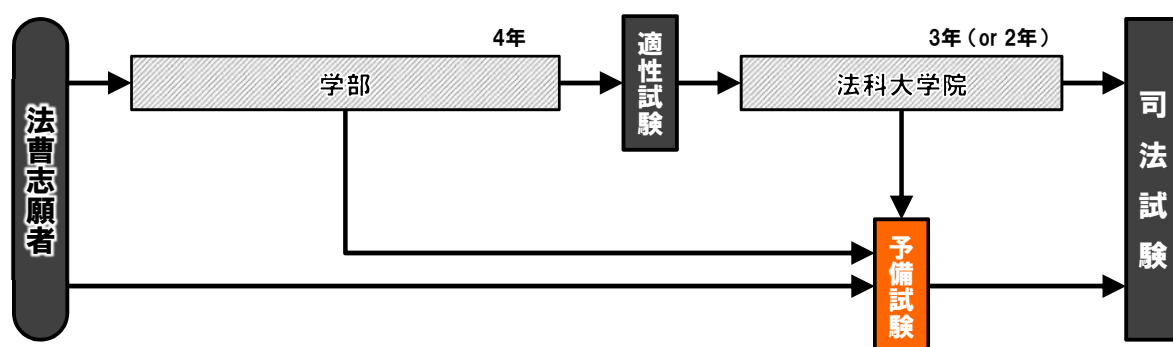
高等学校卒業程度認定試験 受験資格	16歳以上になる大学入学資格のない人 ※ 18歳になる前に全ての科目に合格した場合、18歳の誕生日から合格者になる	様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定する。合格者は大学・短大・専門学校の受験資格が与えられる。また、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職、資格試験等に活用することができる。
弁護士資格認定制度 法務大臣の認定を受けるための要件	下記のいずれかを満たし、日弁連が実施する研修を修了したこと ・ 司法試験合格後、簡裁判事、国会議員、内閣法制局参事官、大学の法律学の教授等に在った期間が通算5年以上 ・ 司法試験合格後、法律関係事務を処理する企業法務の担当者、公務員等に従事した期間が通算7年以上 ・ 検察官特別考試合格後、検察官(副検事を除く。)の職に在った期間が通算5年以上	弁護士資格は、原則、司法試験に合格し、司法修習を終了した者に付与されるが、その特例として、法務大臣の認定を受けた者に弁護士資格が付与される。

医師と法曹の養成課程の比較

■医師養成の場合



■法曹養成の場合



司法試験予備試験に係るこれまでの主な検討経緯

■司法制度改革審議会意見書(平成13年6月)

『経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである』旨提言

■法曹養成検討会／新司法試験の在り方について(意見の整理)(平成14年3月)

『予備試験については、例えば、「納税証明書」や「経歴書」を提出させて受験資格を認定すべきであるなどの意見が出されたものの、具体的な受験資格の範囲の確定や実際の認定業務が困難であることなどから、予備試験の受験資格を制限する方法ではなく、予備試験の内容、方法等を工夫し、「法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ」制度設計を行うものとする』旨整理。

■与党三党合意事項(平成14年7月)

「予備試験には受験資格を設けない」、「予備試験は、プロセス養成としての法曹養成制度を損なうものであってはならず、・・・(中略)・・・法科大学院修了者と同等の能力等を有することを確認できる内容とする」、「本試験においては、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定する」、「予備試験のあり方について更に検討する」旨合意。

■衆参両院法務委員会附帯決議(平成14年11月)

(衆・法務委)

「四 新しい司法試験制度の実施に当たっては、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねることのないよう、司法試験予備試験の運用に努めるとともに、法科大学院における幅広く多様な教育との有機的な連携の確保に配慮すること」旨決議。

(参・法務委)

「三 新しい司法試験制度の実施に当たっては、法科大学院における幅広く多様な教育が適正に評価されるものとなるよう努めるとともに、司法試験予備試験の運用については、予備試験が経済的事情等の理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の道を確保しようとするものであり、法科大学院が法曹養成制度の中核であるとの理念を損ねることのないよう十分配慮すること」旨決議。

■法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年12月)

「(法曹養成の基本理念) 第二条 一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。)において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力(弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。)並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと」旨規定。

■規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月閣議決定)

「また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う」旨決定。

■参議院法務委員会附帯決議(平成26年5月)

「三 予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況とがかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずること」旨決議。

予備試験・司法試験合格による中退者数等一覧

○予備試験合格を理由とした中退

【平成23年度】

	中退者数					法科大学院数				
	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計
全 体	0人	0人	1人	2人	3人	0校	0校	1校	2校	3校
1年次	0人	0人	0人	1人	1人	0校	0校	0校	1校	1校
2年次	0人	0人	0人	1人	1人	0校	0校	0校	1校	1校
3年次	0人	0人	1人	0人	1人	0校	0校	1校	0校	1校

【平成24年度】

	中退者数					法科大学院数				
	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計
全 体	7人	1人	0人	1人	9人	3校	1校	0校	1校	5校
1年次	0人	0人	0人	0人	0人	0校	0校	0校	0校	0校
2年次	7人	1人	0人	1人	9人	3校	1校	0校	1校	5校
3年次	0人	0人	0人	0人	0人	0校	0校	0校	0校	0校

【平成25年度】

	中退者数					法科大学院数				
	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計
全 体	2人	1人	1人	0人	4人	1校	1校	1校	0校	3校
1年次	0人	0人	0人	0人	0人	0校	0校	0校	0校	0校
2年次	1人	0人	1人	0人	2人	1校	0校	1校	0校	2校
3年次	1人	1人	0人	0人	2人	1校	1校	0校	0校	2校

○司法試験合格(予備試験合格の資格)を理由とした中退

【平成24年度】

	中退者数					法科大学院数				
	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計
全 体	13人	1人	0人	0人	14人	2校	1校	0校	0校	3校
1年次	0人	0人	0人	0人	0人	0校	0校	0校	0校	0校
2年次	9人	0人	0人	0人	9人	2校	0校	0校	0校	2校
3年次	4人	1人	0人	0人	5人	1校	1校	0校	0校	2校

【平成25年度】

	中退者数					法科大学院数				
	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計	上位5校	上位校 (上位5校除く)	中位校	下位校	総計
全 体	25人	1人	0人	3人	29人	4校	1校	0校	3校	8校
1年次	0人	0人	0人	0人	0人	0校	0校	0校	0校	0校
2年次	12人	0人	0人	2人	14人	3校	0校	0校	2校	5校
3年次	13人	1人	0人	1人	15人	2校	1校	0校	1校	4校

注) 上位5校:平成25年司法試験の合格率の上位5校

上位校:平成25年司法試験の合格率が平均以上の法科大学院(上位5校は除く)(9校)

中位校:上位校及び下位校以外の法科大学院(27校)

下位校:平成25年司法試験の合格率が平均の半分未満の法科大学院(32校)

注) 1年次:未修者コースの1年生

2年次:既修者コースの1年生及び未修者コースの2年生

3年次:既修者コースの2年生及び未修者コースの3年生

注) 平成25年度は年度途中であるため、未確定。

法曹養成制度改革の推進について〈概要〉

平成25年7月16日

項目		担当	事項	期限		
法曹有資格者の活動領域の在り方	第2	法務省/ 閣僚会議	閣僚会議の下に各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。			
今後の法曹人口の在り方	第3	閣僚会議	あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討するため法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を公表	2年以内		
法曹養成制度の在り方	法科大学院	第4 1	(最高裁)	可能な限り、第67期司法修習生から、移転料の支給、集合修習期間中の入寮、兼業許可の運用緩和の実施を期待	速やかに	
		第4 2 (1)	文科省	(中教審の審議を速やかに開始) 中教審の審議を踏まえ、公的支援の見直し強化策など、入学定員の削減方策を検討・結論	→ 実施	[結論] 1年以内 [実施] 2年以内
			閣僚会議	文科省の結論を踏まえ、裁判官及び検察官等の教員派遣見直し方策を検討・結論	↓	[結論] 1年以内
			法務省/ (最高裁)	実施/ (実施を期待)		[実施] 2年以内
			閣僚会議	文科省等による施策の進展状況等を見つつ、法的措置の具体的な制度の在り方について検討・結論	2年以内	
		(2)	文科省	法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院について行う必要な支援を検討・結論	→ 実施	[結論] 1年以内 [実施] 2年以内
		(3)	文科省	(中教審の審議を速やかに開始) 中教審の審議を踏まえ、「共通到達度確認試験(仮称)」の導入について、基本設計・実施を検討	2年以内	
			閣僚会議	文科省の検討を踏まえて、「共通到達度確認試験(仮称)」について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、制度設計・実施の検討	2年以内	
			文科省:その後実施準備→			(5年以内に試行開始目標)
			(4)	文科省	法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入の検討・実施準備	1年以内
		司法試験	第4 3 (1)	法務省	受験回数制限の緩和(5年以内5回まで)及び短答式試験科目限定(憲法・民法・刑法)について、司法試験法の改正案の立案作業、国会提出	1年以内
			(2)	閣僚会議	論文式の試験科目の削減について検討し、結論を得る。	2年以内
			(3)	閣僚会議	予備試験の在り方を検討し、結論を得る。	2年以内
			(4)	(法務省司法試験委員会)	司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方について、検討体制を整備することを期待	2年以内
		司法修習	第4 4	(最高裁)	司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことを期待	2年以内
	閣僚会議			上記最高裁の検討状況等を踏まえつつ、司法修習の更なる充実に向けた司法修習の在り方について検討	2年以内	